支援について			
1		1号特定技能外国人を雇用する場合、職業生活上・日常生活上・社会生活上の支援の計画を作成・実施することが義務付けられている	
2		支援は、必ず行わなければならない「義務的支援」と行うことが望ましい「任意 的支援」に分けられる	
3		「登録支援機関」に支援を委託することが可能(一般的には月額の支援費を支払 う)	
4		過去2年間に「中長期在留者(※1)の受入れ又は管理を適正に行った実績があること」及び「役職員の中から支援責任者及び支援担当者(※2)を選任していること」「登録支援機関」に支援を委託することが必須	
5		過去2年間に中長期在留者(※1)の生活相談業務への従事経験がある役職員の中から支援責任者及び支援担当者(※2)を選任していること「登録支援機関」に支援を委託することが必須	

- (※1) 収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る
- (※2) 支援責任者・支援担当者は兼務可だが、支援担当者は事業所ごとに1名以上選任することが 必要

義務的支援 事前ガイダンス 雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前 1 に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレ ビ電話等で説明 出入国する際の送迎 2 入国時に空港等と事業所又は住居への送迎 帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行 住居確保・生活に必要な契約支援 3 連帯保証人になる・社宅を提供する等 銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助 生活オリエンテーション 4 円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡 先、災害時の対応等の説明

5	公的手続等への同行 必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助
6	日本語学習の機会の提供 日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等
7	相談・苦情への対応 職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言 語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等
8	日本人との交流促進 自治会等の地域住民との交流の場、地域のお祭りなどの行事の案内や参加の補助 等
9	転職支援(人員整理等の場合) 受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状 の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報 の提供
10	定期的な面談・行政機関への通報 支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労 働基準法違反等があれば通報